

委員意見票

No. 4

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府道路公社	監査（検査） 実施年月日	委員 平成一年一月一日
			事務局 平成24年12月6日から 平成24年12月7日まで

委員意見

大阪府道路公社（以下「公社」という。）は、西日本高速道路株式会社（以下「高速道路事業者」という。）に対して、「堺泉北有料道路平井本線料金所収受員安全通路新築工事」（事業金額：23百万円、以下「本工事」という。）を委託し、高速道路事業者は本工事を工事請負業者に発注している。

本工事の検査に関する書類を確認したところ、高速道路事業者と本工事の請負業者との間の工事注文書、工事注文請書、請求書等（以下「関係書類」という。）が入手されていなかった。

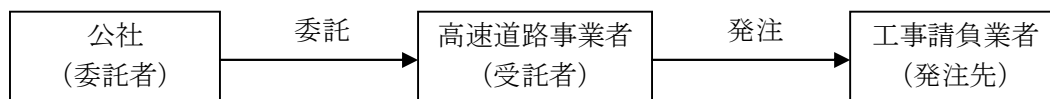
関係書類を提出することを高速道路事業者に要望し、公社において検証することにより、工事委託のより一層の透明性の確保に努められたい。

また、高速道路事業者から提出を受けるべき関係書類に関しては、高速道路事業者との協定書に予め記載することを要望されたい。

1 背景・現状

(1) 高速道路業者に対する委託工事の内容について

大阪府道路公社（以下「公社」という。）は、西日本高速道路株式会社（以下「高速道路事業者」という。）に対して「堺泉北有料道路平井本線料金所収受員安全通路新築工事」（事業期間：平成23年3月7日から平成24年3月31日、事業金額：23百万円、以下「本工事」という。）を委託している。また、高速道路事業者は本工事を工事請負業者に発注している。



(2) 工事委託の透明性確保の必要性について

公共事業の透明性確保のため、平成20年12月25日付けで、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、事業実施主体と鉄道事業者は、これを参考として透明性の確保に努めるよう定められている。

申し合わせによれば、鉄道事業者（受託者）は、請負契約を締結した後及び事業実施主体（委託者）との協定によって定められた出来高精算時と請負業者（発注先）による工事の完了時に、関係書類を事業実施主体（委託者）に提出するものと定められている。また、申し合わせ別添資料「透明性確保の徹底のための協定書記載例」にも契約関係資料の提出に関する記載例が定められている。

本工事は、府から鉄道事業者に委託した工事ではないが、申し合わせが公共事業の透明性確保を求めたものであるという趣旨に鑑みれば、また、公社は府の全額出資により設立され、運営に関しては府の支援を受けながら事業を実施している団体であることから、公社と高速道路事業者との協定においても対応されるべきものと考えられる。

2 受検機関の対応

本件に関する事業の精算に際しては、公社は、高速道路事業者から「完了届」及び「精算調書」（最終確定数値が入力されたもの）を入手して精算金額の確認を行っているが、高速道路事業者と本工事の請負業者との間の工事注文書、工事注文請書、請求書等（以下「関係書類」という。）による内容確認は行っていない。このため、高速道路事業者と請負業者間の契約金額を検証できず、高速道路事業者から報告された精算金額の妥当性を確認できない状況となっている。

3 課題

申し合わせは、国土交通省と鉄道事業者にてなされたものであるが、委託工事の透明性確保という観点から、また、公社は府により設立され、府の支援を受けながら事業を実施している団体であることから、公社と高速道路事業者間の協定においても対応されるべきものである。

高速道路事業者と請負業者との間の関係書類を提出することを高速道路事業者に要望し、公社において検証することにより、工事委託のより一層の透明性の確保に努められたい。

また、高速道路事業者から提出を受けるべき関係書類に関しては、高速道路事業者との協定書に予め記載することを要望されたい。

(参考)

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」に記載されている、鉄道事業者が事業実施主体に提出するものとされている関係書類の例示は以下である。

- (1) 請負契約一覧
- (2) 工事注文書、工事注文請書
- (3) 請負金額内訳書
- (4) 請負金額内訳明細書
- (5) 請求書
- (6) 第〇回 出来形調書
- (7) 第〇回 出来形検査 数量計算書、出来形数量総括表
- (8) 管理費の内訳（平成〇年度実績表）